平成２２年（フ）第３４７号
三重県津市一身田町302番地３　県営住宅一身田団地Ｐ17棟304号室、住民票上の住所三重県松阪市久保町760番地11
債務者　吉川　祐紀
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８号
三重県南牟婁郡紀宝町桐原1626番地
債務者　古田　愛子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第１０９号
秋田県仙北市角館町八割塩手沢26番地２
債務者　安杖　聖二
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第７３６号
相模原市南区南台４丁目12番53―701号
債務者　樋口　美幸
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７６０号
相模原市南区上鶴間本町２丁目19番３号　ハイツクールバード203
債務者　吉田　美幸
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６９６号
岡山県赤磐市山陽１丁目９番２―307号
債務者　長谷川勇也
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０６号
岡山市中区福泊149番地５
債務者　杭本　　毅
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３２号
岡山市東区西大寺上２丁目３番１号
債務者　在本　修一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５６号
埼玉県所沢市寿町27番７―611号　コンセールタワー所沢
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午後１時50分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７２７号
東京都立川市砂川町４丁目18番地の３丸嘉コーポ115号
債務者　佐々木和夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７２８号
東京都立川市砂川町４丁目18番地の３丸嘉コーポ115号
債務者　佐々木八重子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７６２号
東京都町田市本町田68番地公社住宅ロ324
債務者　村野　吉久
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７２６号
東京都多摩市永山４丁目２番地10―501
債務者　芝辻　伸浩
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７３号
熊本県球磨郡錦町大字一武2813番地
債務者　村川きく代
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第２１１４７号
東京都調布市深大寺東町４丁目13―18
債務者　武田　國次
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部